

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年12月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20231204	ミドリトランス株式会社 (法人番号 6080101015652) 代表 者一ノ瀬正豪	静岡県三島市中309番地 の1	本社営業所	静岡県三島市中309番地 の1	文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和5年10月5日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	0	0
2	20231204	合資会社馬場運送店 (法人番号 8180003001474) 代表 者馬場幸夫	愛知県名古屋港区名四 町64-2	豊川営業所	愛知県豊川市市田町池田 15,16	輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和5年8月1日、無免許運転を端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年12月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
3 20231206	野呂水産運輸有限会社(法人番号6190002021458) 代表者野呂忠生	三重県四日市市富双二丁目1番37	本社営業所	三重県四日市市富双二丁目1番37	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和5年5月23日及び令和5年10月2日、監査方針に基づいて、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行指示書の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(9)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	3	3
4 20231215	株式会社シーエムツー(法人番号8190001027529)代表者平松伸太郎	三重県亀山市川崎町4724番地	本社営業所	三重県亀山市川崎町字貢4724番地	文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号	令和5年11月20日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(3)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(4)運行管理者の選任解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年12月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5 20231221	丸茂運送株式会社(法人番号9080001009124)代表者大村秀次	静岡県静岡市清水区庵原町576-9	本社営業所	静岡県静岡市清水区庵原町字柳ノ下576-9	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和5年9月26日及び令和5年11月9日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	0	0
6 20231225	トナミ運輸株式会社(法人番号7230001012147)代表者高田和夫	富山県高岡市昭和町3丁目2番12号	浜松支店	静岡県浜松市中央区流通元町1-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	令和5年10月20日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。